

# 「赤ちゃんの駅」事業実施ガイドライン (第4版)

本ガイドラインは、「赤ちゃんの駅」事業実施にあたり、基本的な運用方法を定めたものである。

## 1. 事業内容

乳幼児を抱える保護者の子育てを支援する取組の一環として、授乳やオムツ替えの場を備えた施設のうち、本ガイドラインに定める基準を満たすものを「赤ちゃんの駅」として登録し、これを利用者に供与する。

また、施設管理者は外出中の親子が気軽に授乳やオムツ替えができるような環境づくりに努めるものとする。

## 2. 利用対象

原則として、乳幼児（概ね3歳未満の児童）連れの保護者で、授乳又はオムツ替えの場を必要とする者

## 3. 提供場所に関する基準

赤ちゃんの駅では、次の（1）又は（2）に該当する場所を提供するものとする。

### （1）授乳の場

- ① 四方を隔壁で仕切られた部屋又はパーテーションで仕切られたスペースなど、利用者が外部の目を気にせずに授乳ができる場であること。
- ② 使用する場所は、衛生面に配慮し、定期的に清掃を行うこと。

※ミルク用お湯の提供をされる場合のお願い

ミルク用のお湯は、厚生労働省のガイドライン（平成19年6月5日食安基第0605001号、食安監第0605001号、厚生労働省医薬食品安全部基準審査課長、監視安全課長）に従い、70℃以上に保ったものを提供する。

### （2）オムツ替えの場

- ① オムツ替えが容易にできる場が設けられていること。
- ② 使用する場所は、衛生面に配慮し、定期的に清掃を行うこと。
- ③ 紙オムツなどのごみは、利用者に持ち帰らせること。但し、施設において専用のごみ箱等を用意している場合は、この限りではない。

#### 4. 専用フラッグ等の掲示

- (1) 登録施設には、利用者の目に付きやすい場所に専用のフラッグ又はステッカーを掲示すること。
- (2) フラッグ又はステッカーの掲示及び管理は、施設管理者が行うこと。

#### 5. 利用可能日及び時間帯

- (1) 利用可能日や時間帯は、施設管理者が登録時に決定すること。
- (2) 登録施設管理者の判断で、臨時的に利用を制限することができる。

#### 6. 利用の制限等

施設管理者は、利用者が、次の各号の一に該当すると認めるときは、その利用を拒み、若しくは制限し、又は退去を命ずることができる。

- (1) 施設における安全性の確保や衛生管理を行なう上で、支障があると認められるとき。
- (2) 利用者が施設管理者の指示に従わなかったとき。
- (3) その他、施設管理者がその管理上の観点から必要と認めるとき。

#### 7. 登録内容の変更

施設管理者は、登録した内容を変更し、又は登録を廃止しようとするときは、特定非営利活動法人みやぎ子ども文化センターに連絡しなければならない。

#### 7. 登録施設の実施状況確認

宮崎県福祉保健部こども政策課及び特定非営利活動法人みやぎ子ども文化センターは、必要に応じ、登録施設の状況について確認することができる。

#### 8. その他

このガイドラインに定めるもののほか、必要な事項は、施設管理者と特定非営利活動法人みやぎ子ども文化センターとが協議を行うこととする。

- 附則 このガイドラインは、平成24年 1月11日から施行する。  
このガイドラインは、平成26年 8月 1日から改定施行する。  
このガイドラインは、平成27年 4月 1日から改定施行する。  
このガイドラインは、令和 5年10月17日から改訂施行する。